

移動等円滑化評価会議関東分科会の設置について

令和元年6月3日
関東運輸局交通政策部
関東地方整備局企画部

1. 組織

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づき国土交通省において設置された移動等円滑化評価会議の下に、関東における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、関東分科会（以下「分科会」という）を設置する。

2. 役割

分科会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 関東の移動等円滑化の進展状況の把握・評価
- 二 関東の事業者・施設設置管理者・自治体等による先進的な取組の情報共有等
- 三 その他必要な事項

3. 委員

- (1) 委員は、関東における移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者のうちから、関東運輸局長が委嘱する。
- (2) 移動等円滑化に係る特別の事項を把握評価させるため必要があるときは、臨時委員を置き、委嘱することができる。

4. 委員の任期

- (1) 委員の任期は、二年以内とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。
- (3) 臨時委員は、その委員に係る当該特別の事項に関する把握評価が終了したときは、解任されるものとする。

5. 委員の構成

- (1) 分科会に、分科会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- (3) 分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6. 事務局

事務局は、関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課及び関東地方整備局企画部広域計画課に設置する。

7. その他

前各項に定めるもののほか、分科会に関する事項は、分科会長が分科会に諮って定める。